

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

### 香川県人事委員会規則第18号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和4年香川県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p>(1) <u>高等学校及び特別支援学校の特定管理監督職群</u> <u>高等学校及び特別支援学校の校長及び教頭</u></p> <p>(2) <u>中学校及び小学校の特定管理監督職群</u> <u>中学校及び小学校の校長、副校長及び教頭</u></p>	<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、<u>中学校及び小学校の校長、副校長及び教頭の職とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年12月10日から施行する。